

○湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

(平成 19 年 6 月 28 日条例第 19 号)

湯前町母子家庭医療費助成に関する条例(昭和 57 年湯前町条例第 26 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康の保持と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

|         |   |
|---------|---|
| ひとり親家庭  | 次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母が、現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭<br>(1) 父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童<br>(2) 父又は母が死亡した児童<br>(3) 父又は母の生死が明らかでない児童<br>(4) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童<br>(5) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童<br>(6) 父又は母が海外にあるため扶養を受けることができない児童<br>(7) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童<br>(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童<br>(9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童 |
| 児童      | 上記に掲げる場合を除き 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者  |
| ひとり親家庭等 | ひとり親家庭及び次の各号のいずれかに該当する児童をいう。<br>(1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)が死亡した児童<br>(2) 父母の生死が明らかでない児童<br>(3) 父母から遺棄されている児童  |
| 受給資格者   | 次の各号のすべてに該当し、町長が医療費助成対象者として認定したもの<br>(1) 湯前町に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童<br>(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者  |
| 医療保険各法  | (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)<br>(2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)<br>(3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)<br>(4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)<br>(5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)<br>(6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)  |
| 医療費     | 疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(た  |

|       |   |
|-------|---|
|       | だし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。) |
| 一部負担金 | 医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額(ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。)           |
| 附加給付等 | 医療保険各法の規定による附加給付及び高額療養費   |

(助成の額)

第3条 町長は、受給資格者に係る医療費につき、受給資格者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額に対し3分の2を助成するものとする。ただし、医療保険各法による附加給付等があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。

(受給資格証の交付申請)

第4条 この条例により医療費助成金(以下「助成金」という。)の給付を受けようとする者は、湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(以下「規則」という。)の定めるところにより、ひとり親家庭等医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を申請をしなければならない。

2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとするひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びにひとり親家庭等の児童がこれをしなければならない。

(受給資格証の交付)

第5条 町長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格者に対し、規則に定めるところにより受給資格証を交付するものとする。

2 受給資格の有無について、毎年8月1日現在で確認するものとする。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格者が診療を受ける場合は、医療機関又は指定調剤薬局等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(助成の制限)

第7条 受給資格者及び父母のない児童の養育者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、この条例に定める助成金を支給しない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、医療費の給付を受けるとき。

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上であるとき。

(助成金給付の始期及び終期)

第8条 助成金の給付は、第4条第1項の規定による受給資格証の交付の申請をした日の属する月の翌月の診療に係る医療費から始め、受給資格を失った日の属する月で終わるものとする。

(助成金の申請)

第9条 医療費の助成申請は、規則の定めるひとり親家庭等医療費助成申請書により行うものとする。

- 2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。
- 3 第1項の申請は、受給資格者が診療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてすることができない。

(助成金支給の決定)

第10条 町長は、前条の申請について内容を審査し、適当と認めた申請者に対しては規則で定めるところにより、速やかに助成金を支給するものとする。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、氏名、住所及びその他規則に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払いを受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の謙譲等の禁止)

第13条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日以降に行われた診療に係る医療費から適用する。
- 2 改正前の湯前町母子家庭医療費助成に関する条例に基づいて認定された受給資格者は、改正後の湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例に基づいて認定された受給資格者とみなす。
- 3 今回の改正により、新たに受給資格者となる資格を備えている者であって別に定める期日までに、所定の手続を終えた者についての、第8条の規定の適用については、同条中「受給資格証の交付の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは「平成19年4月」とする。

## ○湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

(平成 19 年 7 月 3 日規則第 23 号)

湯前町母子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和 57 年湯前町規則第 5 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成 19 年湯前町条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付等)

第 2 条 条例第 4 条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(様式第 1 号。以下「受給資格証申請書」という。)により行わなければならない。

2 町長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳(様式第 2 号)に記載のうえ、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第 3 号。以下「受給資格証」という。)を交付し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第 4 号)により、その旨を通知するものとする。

3 条例第 5 条第 2 項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ 8 月 11 日から 9 月 10 日の間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期限が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに町長に返還しなければならない。

(給付の申請方法)

第 3 条 条例第 9 条の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成金の申請は、毎月、ひとり親家庭等医療費助成金申請書(様式第 5 号)を病院若しくは診療所又は調剤薬局等に提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を受けたうえ、町長に対して行うものとする。ただし、当該医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

(給付の決定等)

第 4 条 町長は、条例第 10 条の規定に基づく給付の適否について審査を行い、適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金決定通知書(様式第 6 号)により、不適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(様式第 7 号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出)

第 5 条 条例第 11 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び世帯主の住所、氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失

(8) その他必要な事項

- 2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第8号)により行わなければならない。
- 3 条例第11条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第9号)により行うものとする。

(再交付)

第6条 受給資格者は、受給資格証を破損又は亡失したときは、町長に対し再交付の申請を、ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第10号)により行わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 条例第12条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日以前に行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。